

# 知名町立認定こども園民営化実施計画

令和5年7月策定

知名町 子育て支援課

## 1 民営化について

### (1) 民営化とは

民営化とは、現在、知名町が所有・運営している施設を、民間事業者に譲渡（または委託）、貸付することで、運営を民間に移管することです。

### (2) 本計画策定の経緯

これまで知名町では、「知名町行財政改革大綱」に基づき、様々な行政課題に積極的に取り組み、行財政運営の健全化を図ってきました。保育行政においては、公立の保育所3園、幼稚園5園について一元化・統廃合を進め、平成29年度からは2つの認定こども園での運営へと変わっています。

しかしながら、進んでいく少子高齢化や人口減少、町民ニーズの多様化など、本町を取り巻く様々な課題に的確に対応し、子や孫が誇れる知名町を実現するためには、今までの行政の在り方をさらに見直し、新たな視点を取り入れた仕組みを構築する必要があります。また、依然として厳しい地方財政の中では、単なる歳出削減のみならず、限られた財源の中で行政サービスの最適化を図り、持続可能な行財政運営を進めていく必要があります。

このような背景から、本町における公立認定こども園の今後のあり方や将来像について広くご意見やご提言をいただき、民間活力の導入も含めた時代に即した公共施設のあり方や方向性を検討し、今後の保育行政に活用するため、「知名町認定こども園あり方検討委員会」を設置し、令和5年5月にその協議を取りまとめた提言がなされました。

### 認定こども園のあり方に関する提言

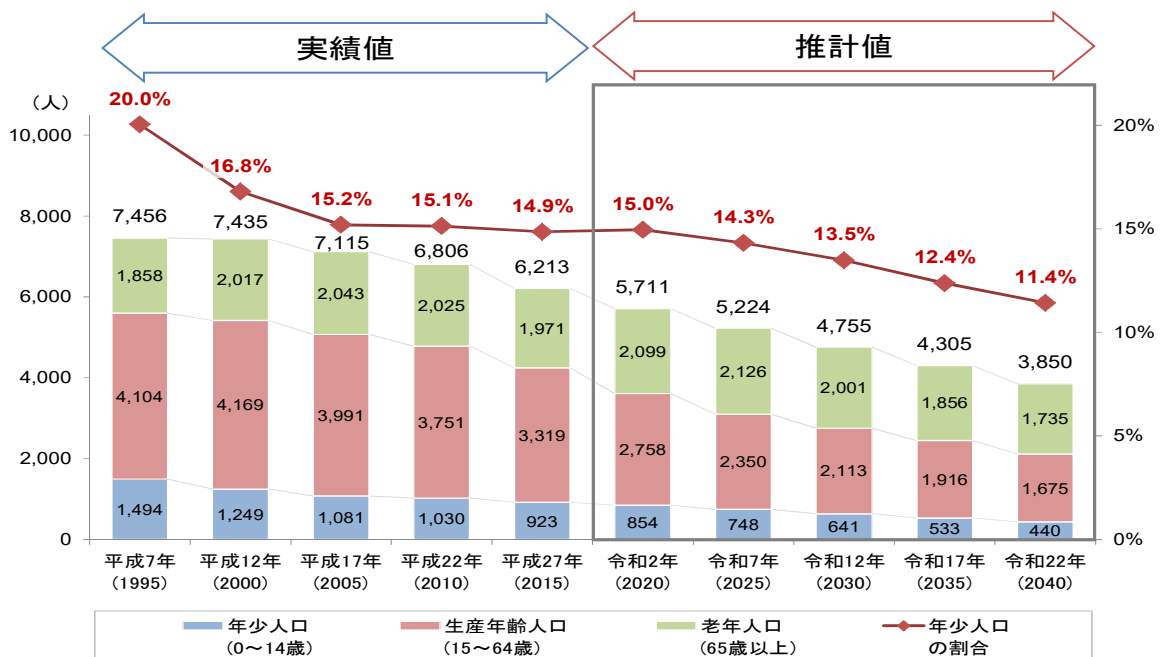
検討委員会は、「子どもの最善の利益」を念頭に置き、町の保育をめぐる環境を分析し、認定こども園のあり方について慎重に審議・検討を行った。

その結果、限られた財源や人員の中であっても、特色ある教育・保育サービスの維持、充実を図ることが大切であると再確認し、さらに、町全体の教育・保育の質を向上させていくために、町立認定こども園の民営化が必要であるとの認識に至った。認定こども園「きらきら」については基本的に民営化することが望ましい。ただし、民営化を推進する上で、保育環境の確保等について子どもの視点に立った最も望ましい姿との乖離がある場合は、より慎重な再検討を行うこと。

### (3) 本町の保育の現状

#### ① 年齢3区分人口の推移

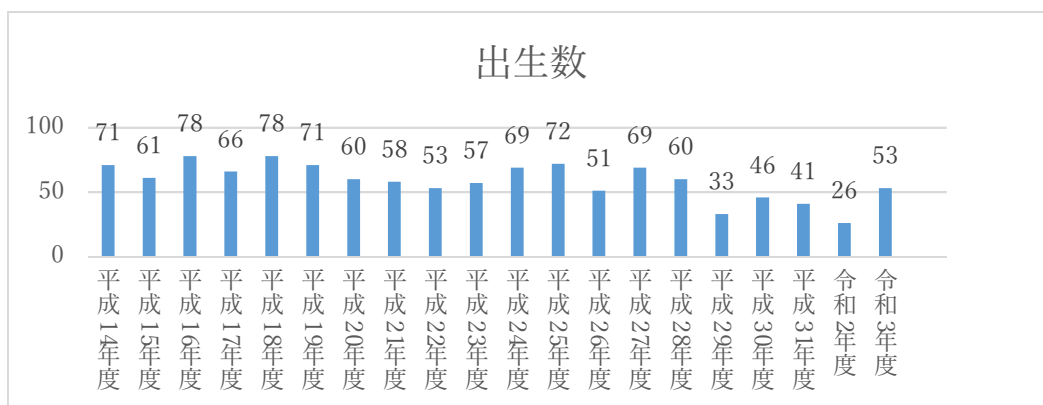
国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によると、本町は 2015 年から 2040 年にかけて人口が 31～40%減少するカテゴリーに属し、2040 年には人口が4千人を下回ると予想されています。年少人口は令和 2 年度を基準とすると 10 年後の令和 12 年に 75%まで、20 年後の令和 22 年には 52%までの減少が予測されています。



出典：平成 7 年～27 年は「国勢調査」総務省  
令和 2 年以降は「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

#### ② 出生数の推移

出生数の 5 年ごとの年度平均は、平成 14 年度から平成 18 年度が 71 人、平成 19 年度から平成 23 年度が 60 人、平成 24 年度から平成 28 年度が 64 人、平成 29 年度から令和 3 年度が 40 人となっています。



### ③ 園児数の推移

園児数は10年前の平成24年度と比較すると67人減少の77%となっています。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
住吉幼稚園	16	16	8	6							
田皆幼稚園	0	6	7								
上城幼稚園	6	6	6	6							
下平川幼稚園	14	16	21	16	11						
知名幼稚園	51	41	25	23	27						
田皆保育所	40										
知名保育所	61	64	57	56	59						
下平川保育所	36	27	25	31	38						
認定こども園 きらきら		33	40	43	52	54	58	56	50	46	34
認定こども園 すまいる						156	159	139	137	143	129
しらゆり保育園	71	69	62	69	72	74	66	67	70	68	65
計	295	278	251	250	259	284	283	262	257	257	228
H24比(%)	100	94	85	85	88	96	96	89	87	87	77

④ 年齢別入所園児数の推移

	H29		H30		H31		R2		R3		R4	
1号認定(3歳以上半日)	46	16%	42	15%	28	11%	27	11%	29	11%	24	11%
2号認定(3歳以上)	133	47%	137	48%	144	55%	147	57%	131	51%	119	52%
3号認定(3歳未満)	105	37%	104	37%	90	34%	83	32%	97	38%	85	37%
計	284		283		262		257		257		228	

⑤ 公立園の職員数の推移

	H24			H25			H26			H27			H28			H29		
				きらきら開園									住幼・上幼きら きら統合			すまいる開園		
	職員	臨時	計	職員	臨時	計	職員	臨時	計	職員	臨時	計	職員	臨時	計	職員	臨時	計
知名幼稚園	3	0	3	3	0	3	2	0	2	2	0	2	2	1	3	0	0	0
下平川幼稚園	1	1	2	1	1	2	2	0	2	2	0	2	2	0	2	0	0	0
田皆幼稚園	0	0	0	2	0	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住吉幼稚園	2	0	2	2	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
上城幼稚園	1	0	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
知名保育所	7	12	19	7	13	20	7	11	18	8	10	18	9	17	26	0	0	0
下平川保育所	4	12	16	5	11	16	4	10	14	5	10	15	7	13	20	0	0	0
田皆保育所	6	12	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田皆認定こども園	0	0	0	4	11	15	5	11	16	6	10	16	7	12	19	8	15	23
知名認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	24	43
計	24	37	61	25	36	61	24	32	56	25	30	55	27	43	70	27	39	66

	H30			H31			R2			R3			R4			R5		
	職員	臨時	計	職員	臨時	計	職員	会計	計	職員	会計	計	職員	会計	計	職員	会計	計
田皆認定こども園	10	17	27	10	21	31	10	19	29	10	17	27	9	15	24			
知名認定こども園	22	26	48	22	21	43	22	23	45	23	26	49	24	24	48			
計	32	43	75	32	42	74	32	42	74	33	43	76	33	39	72			

⑥ 人件費の推移

(単位：千円)

	H 2 4		H 2 5		H 2 6		H 2 7		H 2 8	
	職員	臨時	職員	臨時	職員	臨時	職員	臨時	職員	臨時
幼稚園	42,255	806	52,365	361	47,768	53	40,317	943	28,985	1,198
知名保育所	61,128	12,905	56,888	12,999	59,006	13,214	54,970	13,568	45,133	14,803
下平川保育所	32,464	9,734	32,733	10,539	32,967	12,157	38,798	11,111	45,826	9,101
田皆保育所	36,315	8,199	0	0	0	0	0	0	0	0
田皆認定こども園	0	0	38,393	7,675	39,628	9,253	43,064	11,113	49,880	12,834
小計	172,162	31,644	180,379	31,574	179,369	34,677	177,149	36,735	169,824	37,936
合計	203,806		211,953		214,046		213,884		207,760	

	H29		H30		H31		R2		R3	
	職員	臨時	職員	臨時	職員	会計	職員	会計	職員	会計
田皆認定こども園	56,660	11,894	64,328	13,365	63,912	15,732	68,448	14,380	61,058	14,765
知名認定こども園	129,141	23,618	141,693	24,606	145,536	21,694	141,350	23,158	140,221	25,487
小計	185,801	35,512	206,021	37,971	209,448	37,426	209,798	37,538	201,279	40,252
合計	221,313		243,992		246,874		247,336		241,531	

⑦ 運営費の推移

平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間の職員の人件費等を含む各園の運営にかかった費用をあらわしています。(単位：千円)

	H29	H30	H31	R2	R3
認定こども園きらきら	78,661	88,382	90,995	94,742	89,123
認定こども園すまいる	176,125	191,867	191,258	189,280	193,071
しらゆり保育園	88,003	83,359	93,044	98,347	101,192

⑧ 運営コストの比較

公立については、保育料を除いた全ての費用を町が一般財源（地方交付税）から負担することになり、民間については特定財源として国、県からの財政負担を受ける仕組みとなっています。(単位：千円)

令和2年度	人件費	事業費	歳出	特定財源			一般財源		園児数 (人)	園児一人当 たりコスト
				国庫支出金	県支出金	その他				
きらきら	82,741	12,001	94,742			2,861	91,881	97%	50	1,838
すまいる	164,488	24,792	189,280			8,087	181,193	96%	137	1,323
しらゆり保育園			98,347	48,486	20,861	4,078	24,922	25%	70	356

令和3年度	人件費	事業費	歳出	特定財源			一般財源		園児数 (人)	園児一人当 たりコスト
				国庫支出金	県支出金	その他				
きらきら	75,695	13,429	89,124			2,956	86,168	97%	46	1,873
すまいる	165,688	27,383	193,071			9,406	183,665	95%	143	1,284
しらゆり保育園			101,192	48,924	20,642	4,763	26,863	27%	68	395

#### (4) 民営化にあたっての方針及び基本的な考え方

提言をうけ、知名町立認定こども園のあり方についての方針を次のように定めました。「福祉サービスの向上のためには民営化を進めていくことが適切であり、また行政改革大綱の民間委託等の推進の目標とも一致するため、知名町認定こども園民営化実施計画を策定し、公立認定こども園の民営化を進めていく。」

民営化にあたっての基本的な考え方は次のとおりです。

- 保育の質の向上につながる民営化を進めていきます。
- 児童への影響が最小限になるよう努めます
- 保護者の意見が反映されるよう努めます。

#### (5) 民営化対象施設

本計画で民営化の対象とする施設は次のとおりです。

- 認定こども園きらきら

※認定こども園すまいるについては、本計画の民営化の対象から外し、改めて中長期の課題として検討していくこととします。

## 2 民営化の進め方

#### (1) 子ども・子育て新制度における民営化の形態

公立保育所等の運営を民間法人に委ねる方法として、次の4つの形態が考えられます。対象となる法人は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO法人など多様な法人から選定することが可能ですが、本町に設置の幼保連携型認定こども園は、学校に位置付けられていることから、その管理・運営を包括的に民間委託することができず、平成27年3月改正認定こども園法第34条の規定により、下記②に記載の公私連携だけが認められています。

##### ① 民間移譲（民設民営）

公有施設そのものを民間に移譲するもので、基本的に土地・建物を売却又は貸与し民間法人が運営することになります。公立施設に対する運営費補助はありませんが、民間施設は補助対象となるため、運営経費は保護者負担金のほか、国県町が負担することになります。なお、地方自治法第237条の規定により、公有施設の財産処分に係る議会の議決が必要となります。

## ② 公私連携（民設民営）

幼保連携型認定こども園の建物又は建物と土地の両方を長期間無償又は廉価で貸し付け、又は譲渡し町と法人が協定を締結することによって運営に町が関与していきます。対象となる法人は、認定こども園法により、学校法人又は社会福祉法人に限定されています。民間施設となるため、運営経費は保護者負担金のほか、国県町が負担することになります。なお、地方自治法第96条の規定により、議会の議決が必要となります。

## ③ 指定管理（公設民営）

保育施設の運営に関する指定管理者の主体的な意思を尊重し、一定期間、民間法人に運営を委ねるものです。施設所有者は町となりますが、実施主体は指定管理者となるため、運営の責任は指定管理者が負うことになり、その運営経費は町が負担することになります。指定管理者の指定にあたっては、議会の議決が必要となります。

## ④ 業務委託（公設民営）

運営を包括的に法人に委託するもので、運営経費は町が負担することになります。

### ■ 民営化形態一覧（実施の可否）

形態	運営主体	経費負担	手続き	保育所	認定こども園
民間移譲	民間	国県町	財産処分の議決	○	×
公私連携	民間	国県町	長期貸付の議決	○	○
指定管理	民間	町	先行法人の議決	○	×
業務委託	町	町	契約行為	○	×

このことから、知名町では公私連携（民設民営）の手法を採用することになります。

### （2）移管先法人の選定方法

- ・移管先の法人は、より意欲のある法人を募り、福祉の質を向上させるため、公募とします。
- ・選考過程を透明化するため、外部の有識者等を含めて構成する選定委員会に諮って移管先を決定します。
- ・移管先法人については、町内の社会福祉法人であることを応募資格とします。ただし、応募がなかった場合は、募集要項の再検討等を行い、再公募することを検討します。



### (3) 財産の取り扱い

認定こども園の運営は、高い公共性を持っていることから、安定的な運営と質の高い教育・保育サービスの提供が必要となるため、公私連携法人へ移管する建物・土地については、無償貸与とし、備品については、無償譲渡とします。

### (4) 主な公募条件

- ・令和7年4月から運営を開始すること
- ・園名称に「公私連携」である旨を入れること
- ・認定こども園の定員は、今後の児童数推移の状況等を総合的に勘案し、本町との協議により決定する。
- ・認定こども園における教育・保育内容については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- ・勤務する職員で身分移管を希望する者は、可能な限り採用すること

※正式な公募条件については、選定委員会により決定し公募します。

### (5) 民営化の手順及びスケジュール概要

※再公募となった場合は、この限りではない。

時期	項目	内容	
令和5年度	5月	提言	○在り方検討委員会による提言書提出
	6～7月	実施計画等作成	○実施計画、選定委員会要綱作成
		情報公開	○民営化についての情報公開（ホームページ） 保護者の方や地域の方への情報提供
		募集要項作成	○募集要項、選考基準、審査要領等作成
	8月	選定委員会	○募集要項等についての協議
	9月	子ども子育て会議	○進捗状況報告
		議会への説明会	○進捗状況報告
	10月		
	11月	公募開始	○公募の実施（ホームページ掲載）
12月	選定委員会	○プレゼンテーションの実施	
		○移管先法人の選定について町長へ報告	
1月	協定締結	○町と移管先法人との間で協定を締結	

	2月	子ども子育て会議	○子ども子育て会議にて民営化の報告・承認	
	3月	知名町議会	○こども園条例改正を議会へ提案	
令和6年度	4月	準備事務手続き期間	○県への施設設置関係届（6月末〆切）	
	5月		○三者協議会（保護者、法人、町）による移行計画作成等	
	6月			
	7月			
	8月			
	9月		引継準備期間	○移管先法人による保護者説明会の開催 ○県部会による認可申請等審査
	10月			
	11月			
		12月	入園募集	○入園募集開始
		1月	引継期間	○共同保育・事務引継
		2月		
		3月		○移行セレモニー
令和7年度	4月	民営化		

### 3 民営化後の町の役割

- ・ 民営化にあたっては、町と引継法人の間で、協定書を締結します。この協定書に基づき、町が一定の役割を担います。
- ・ 協定書においては、募集時に示した要件（募集要項・仕様書等）や、法人の提案事項として採用された内容等、引継法人が遵守しなければならない項目を定めます。
- ・ 民営化後も町の職員が定期的に園を訪問し、協定書に定めた保育内容の履行状況の確認や、園に対し必要な指導・助言などを行い、保育の質が維持・向上するようにフォローいたします。
- ・ 民営化後1年間は、保護者、引継法人、町の三者において、引継園での運営内容等について協議する機会を設定します。課題がある場合は解決に努めます。